

心臓リハビリテーション認定医・上級指導士認定制度の新設について

2015年3月吉日

日本心臓リハビリテーション学会

心臓リハビリテーション認定医・上級指導士認定小委員会 委員長 折口秀樹

■認定制度成立の経緯と認定趣旨について

日本心臓リハビリテーション学会は、2000年に、我が国における包括的心臓リハビリテーションの質的向上を目指して、「日本心臓リハビリテーション学会認定心臓リハビリテーション指導士」制度を発足させました。包括的心臓リハビリテーションとは、心臓病患者における社会復帰および再発予防を目的とし、運動療法のみならず、患者教育や心理カウンセリング等を包括した治療手段です。包括的心臓リハビリテーションには、医師、看護師、理学療法士、臨床検査技師、管理栄養士、薬剤師、臨床工学技士、臨床心理士、作業療法士、健康運動指導士などが関与し、その円滑な遂行のためには、相互理解と技術の向上及び専門知識修得が必要です。当学会は、包括的心臓リハビリテーション実施に必要な知識と技術を有し、その理念を理解する医療専門職を「心臓リハビリテーション指導士」として認定し、心疾患の治療・予防に種々の医療専門職間の積極的な参加を可能とし、包括的心臓リハビリテーションの定着に貢献してきました。現在3000人以上の心臓リハビリテーション指導士が認定されております。

このたび、日本心臓リハビリテーション学会は、心臓リハビリテーション指導士の資格を有し、心臓リハビリテーション医療の質が担保された施設を運営する知識と能力を備える、心臓リハビリテーション認定医・上級指導士の認定制度を設立いたします。すなわち、心臓リハビリテーション指導士資格を有し、心臓リハビリテーション医療の質が担保された施設を運営する知識と能力を備えた者であって、医師の資格を有する者を「心臓リハビリテーション認定医」、心臓リハビリテーション指導士資格を有し、心臓リハビリテーション医療の質が担保された施設を運営する知識と能力を備えた者であって、医師以外の資格を有する者を「心臓リハビリテーション上級指導士」と認定します。この制度の目的は、心臓リハビリテーションの医学的エビデンスの構築に協力し、標準リハビリテーションプログラムに基づいて安全で効果的な心臓リハビリテーションを提供する施設を管理・統括し、さらなる発展向上に取り組む人材を確保し、以て国民の健康・福祉に貢献することです。

認定医・上級指導士は自施設の心臓リハビリテーションの運営と統括に貢献し、自施設の心臓リハビリテーションの質の向上に努め、心臓リハビリテーションに関する学術活動および学会での活動を積極的に取り組み、我が国での心臓リハビリテーションの普及に努め、レジストリー制度に貢献することが求められます。

2015年4月から第1回の申請受け付けを開始し、申請の最終受け付けは5月11日必着です。また、2015年7月20日9:00~10:00に50問の筆記試験を福岡での第21回日本心臓リハビリテーション学会学術集会時に第1回の試験を学会会場で実施いたします。

■資格の取得方法について

心臓リハビリテーション認定医・上級指導士資格認定を申請する者は、

1. 申請時に本学会の心臓リハビリテーション指導士資格を1回以上更新し、当該年度の学会費を完納していること。

2. 申請時から過去5年間に以下の各号のいずれかに該当すること。また、研究発表、原著論文については症例報告を除く。

(1)本学会の学術集会で筆頭者として研究発表を1回以上行い、かつ本学会誌または査読のある学術誌に心臓リハビリテーションに関連する原著論文または総説論文(いずれも共著可)を1編以上発表していること。

(2)本学会誌または査読のある学術誌に心臓リハビリテーションに関連する原著論文または総説論文を筆頭者として1編以上発表していること。

(3)本学会誌または査読のある学術誌に心臓リハビリテーションに関連する原著論文または総説論文を共著者として3編以上発表していること。

3. 認定委員会が実施する資格試験に合格すること。

4. 20例の経験症例(自施設もしくは関連施設で経験)を報告すること。

5. 所属長の推薦があること。

以上の5条件を満たす必要があります。

心臓リハビリテーション認定医・上級指導士認定委員会が年1回申請書類を審査し、受験資格を認められたものが、年1回学術集会時に行われる試験を受験します。認定委員会が資格試験の結果に基づき認定対象者を選出し、理事会の承認を経て、理事長が認定医・上級指導士証を交付します。

なお、認定医・上級指導士の年会費は、正会員より7000円高くなる予定です。

■資格の更新について

初回の認定医・上級指導士取得のときには心臓リハビリテーション指導士資格も同時に更新となります。次回の認定医・上級指導士更新時に同資格の更新を希望しないときは心臓リハビリテーション指導士のみ更新できます。

本学会の認定医・上級指導士の更新を申請する者は、

1. 規則に定める研修単位を75単位(学術集会への2回以上の参加かつ学会が指定した必須プログラム(医療安全に関する講習を含む)の参加を含むこと。)を取得していること。

2. 申請時から過去5年間に以下の各号のいずれかに該当すること。また、研究発表、原著論文については症例報告を除く。

(1)本学会の学術集会で筆頭者として研究発表を1回以上行い、かつ本学会誌または査読のある学術誌に心臓リハビリテーションに関連する原著論文または総説論文(いずれも共著可)を1編以上発表していること。

(2)本学会誌または査読のある学術誌に心臓リハビリテーションに関連する原著論文または総説論文を筆頭者として1編以上発表していること。

(3)本学会誌または査読のある学術誌に心臓リハビリテーションに関連する原著論文または総説論文

を共著者として3編以上発表していること。

3. 認定期間満了までに更新手続きを行ったものであること。

以上の3条件を満たす必要があります。研修単位は、心臓リハビリテーション指導士と共通です。

■過渡的措置について

心臓リハビリテーション認定医・上級指導士資格認定の実施にあたり、その円滑な運営を図るために、認定医・上級指導士資格認定については、2015年・2016年の2年間に限り、以下の過渡的措置を実施します。

1. 心臓リハビリテーション認定医・上級指導士認定を申請する者のうち、次の各項の条件をすべて満足するものは、認定医・上級指導士認定のための資格試験を免除する。

(1) 申請時に本学会の心臓リハビリテーション指導士であり、当該年度の学会費を完納していること。

(2) 少なくとも一回以上の心臓リハビリテーション指導士資格を更新していること。

(3) 過去5年間に日本心臓リハビリテーション学会学術集会での研究発表(症例報告は除く)・講演(共同演者は不可)または学会誌もしくは査読のある雑誌に心臓リハビリテーションに関する論文発表(共著で可、症例報告は除く)があること。

(4) 本学会の理事、名誉会員もしくは評議員であること。

(5) 20例の経験症例リスト(自施設もしくは関連施設で経験)を報告すること。

(6) 所属長の推薦があること。

2. 前項に定める条件を満足しない場合でも、認定小委員会は、認定医・上級指導士の資格にふさわしい学術的業績を有し、かつ学会貢献があると判断できるものに対し、心臓リハビリテーション認定医・上級指導士のための筆記試験を免除することができる。

ここでいう「認定医・上級指導士の資格にふさわしい学術的業績」とは、たとえば、過去に本学会誌または査読のある学術誌に心臓リハビリテーションに関連する論文を筆頭で2編あるいは筆頭1編と共著2編があることなどであり、「学会貢献」とは、本学会の理事または評議員の経験があり、かつシンポジウムあるいはパネルディスカッション1つを含む2つ以上の発表をしたことにより、学会活動に多大な貢献があったことなどをさす。

以上